

議案第48号

木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

木津川市老人医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第121号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年10月31日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」の公布により「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」の一部が改正され、令和4年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市老人医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第121号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(老人医療費の支給範囲) 第5条 受給者が疾病又は負傷により老人医療費の給付を受けることができる範囲は、医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合に被保険者等が負担すべき額から、次の各号に掲げる区分に応じ、医療に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額とする。 （1）（略） （2）対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用があるとした場合における <u>同項第3号</u> に該当する者 100分の30 2 （略）	(老人医療費の支給範囲) 第5条 受給者が疾病又は負傷により老人医療費の給付を受けることができる範囲は、医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合に被保険者等が負担すべき額から、次の各号に掲げる区分に応じ、医療に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額とする。 （1）（略） （2）対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用があるとした場合における <u>同項第2号</u> に該当する者 100分の30 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第48号 木津川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 医療係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づき高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)が改正され、令和4年10月1日から施行されたことに伴い、本条例で引用している条項に号ずれが生じることから、一部改正を行います。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正の通知を受け、課内会議 (令和4年9月29日) ・部内会議 (令和4年9月30日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施 策	② 福祉医療 ア. 安心医療の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況		